

2023年度実施
明石市(任期付短時間勤務職員)
採用試験案内

2024年4月採用

【土木職】


【建築職】

【運動指導員】

【介護調査員】

【就労支援員】



試験日	2024年2月3日(土) ※予備日2月2日(金)	パソコンやスマホから申込みできます！ 
試験会場	明石市役所	
受付期間	2023年12月13日(水)～2024年1月18日(木)	

1 募集内容

職 種	採用予定 人数	職務内容	受験資格
①土木職	4名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係部署における設計・施工監理業務等 ・市の発注した土木工事の検査補助（完成物及び書類の確認、施工中の現場パトロール等） など 	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1959年（昭和34年）4月2日以降に生まれた方 ・学校教育法による高等学校を卒業した方（学校教育法により「高等学校卒」と同等と認められるものを含む） ・パソコンの基本操作ができる方 <p>(職種別必要資格)</p> <p>①土木職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事の工事監理、施工管理、設計業務のいずれかの実務経験を有する方 ・普通自動車の運転ができる方（AT限定可） <p>②建築職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の1)～5)のいずれかに該当する方 1) 1級又は2級建築士の免許を有する方 2) 建築工事の設計、積算、工事監理、施工管理のいずれかの実務経験を有する方 3) 開発、宅造設計等の実務経験を有する方 4) 建築確認審査など建築基準法に関する実務経験を有する方 5) 建築系大学等を卒業した方 <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車の運転ができる方（AT限定可） <p>③運動指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康運動指導士の資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車の運転ができる方（AT限定可） <p>④介護調査員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のいずれかの資格（免許）を有する方（2024年5月31日までに取得見込みの方を含む） ・普通自動車（AT限定可）若しくは原動機付自転車の運転ができる方 <p>⑤就労支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する支援等（特に意欲喚起）の実務経験を有する方でキャリアコンサルタント等の資格と同等の知識を有する方
②建築職	5名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計、積算及び工事監理業務 ・建築基準法の取扱い等に関する窓口対応 ・開発、宅造等の書類審査及び窓口対応 など 	
③運動指導員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・身体活動、運動に関する健康教育や啓発活動 ・あかし健康ソムリエ会の活動支援 など 	
④介護調査員	6名程度	介護認定の訪問調査業務など	
⑤就労支援員	1名	生活保護受給者・生活困窮者に対する就労支援業務（個別相談、意欲喚起、斡旋行為、同行支援、訪問支援、公共職業安定所及び民間企業等との連絡調整）など	

※ 上記職務内容に加え、担当する職務に関連する事務処理業務に従事します。

※ 人事異動等により、採用された職種以外の職種や、他の分野への配置となる場合があります。

※ 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

2 任用期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで（最長5年）の任用期間とします。

ただし、1年ごとの勤務成績によって任用を更新します。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳到達後、最初に迎える3月末までを任用期限とします。

採用後6月間は、地方公務員法第22条等の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取り扱いとなります。

3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿（有効期限2025年3月31日まで）に成績上位順で登載し、上位の者から順次、採用します。

2024年4月1日採用予定者には、2024年3月4日（月）に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、4月1日に採用します。

欠員が生じた場合（採用予定者の辞退や職員の退職等）には、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

4 試験内容等

試験日	内容	場所
2月3日（土） 予備日：2月2日（金）	・筆記試験〔言語、計算、読図、読解等〕 ・個別面接	明石市役所

※ 試験日は2月3日（土）を予定していますが、申込者が多数の場合は、2月2日（金）となる場合があります。試験日の選択はできません。集合時刻・場所は1月30日（火）17時までに市ホームページにてお知らせします。

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2月下旬	合格者の受験番号を市ホームページに掲載するとともに、メール等でお知らせします。

6 勤務条件、給与等

◆勤務時間・休暇

勤務時間	・1日7時間45分×週4日（週31時間勤務） ※1日6時間×週5日（週30時間勤務）となる場合があります。 ・配属先により異なります。下記は一例です。 原則、8：55～17：40（うち休憩1時間）
週休日等	・配属先により異なります。下記は一例です。 原則、土・日曜日及び指定する1日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇20日（採用日により異なります）、夏季休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇、短期介護休暇 等

◆給与（週31時間勤務の場合）

給料月額（地域手当を含む）	年収（年2回の賞与含む）
166,847円	約275万円

※ 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、新規採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

※ 上記金額は2024年4月1日時点の見込みであり、給与改定により変更されることがあります。

※ 上記の他、時間外・休日勤務手当及び通勤手当等を、条例等に基づき支給します。

※ 1年ごとの任期更新時（毎年4月1日）に昇給します（上限あり）。

◆健康保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

7 申込手続

パソコン又はスマートフォンなどで、市ホームページ又は下記の二次元バーコードよりお申込みください。

★申込みはWebのみとなります。持参、郵送での受付は行いません。

★申込み時には、別紙「採用試験の流れ」を必ず確認してください。

申込みは Web で



【明石市ホームページ掲載場所】

市政情報>採用情報>任期付短時間勤務職員>任期付短時間勤務職員（土木職・建築職・運動指導員・介護調査員・就労支援員）【2024年4月採用】

申込方法

受付期間

12月13日（水）9：00から1月18日（木）17：00まで

★いかなる理由でも、受付期間を過ぎての申込みはできませんので、ご注意ください。

問合せ先

〒 673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市総務局職員室（職員担当）

電話：078-918-5006 Mail：jinji@city.akashi.lg.jp

Fax：078-918-5145 HP：https://www.city.akashi.lg.jp